

入 札 公 告

(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札（総合評価方式）に付します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）本社の「令和5年度新規職員採用に係る広報媒体制作業務」に係る一般競争入札（総合評価方式）については、関係規程等に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書を兼ねる）によるものとする。

令和3年10月11日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
副理事長 水 嶋 智

○公告番号 機構公告 25 号

- 1 公 告 日 令和3年10月11日
- 2 契約担当役等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 水 嶋 智
神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー
- 3 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 令和5年度新規職員採用に係る広報媒体制作業務（電子入札対象案件）
 - (2) 業務内容 仕様書による。なお、仕様書4（2）①、同③、同④は部分引渡しを受ける部分（以下「指定部分」という。）である。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月11日まで
ただし、指定部分については、契約締結の日から令和4年2月18日まで
 - (4) 履行場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 総務部人事課
 - (5) 本案件は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。
ア 当初より、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1

横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部会計課

電話 045-222-9049 F A X 045-222-9047

メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

- (イ) 受付期間 令和3年10月11日(月)から令和3年11月1日(月)までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、10時から16時(12時から13時の間を除く。)までの間。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(6) 総合評価方式及び入札方法について

本案件は、技術提案書(以下「提案書」という。)及び入札書を提出し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。入札に参加する者は、当機構の交付する入札説明書等に基づき、提案書及び入札書を提出すること。

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

- (2) 当機構における「平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち

「4. 役務提供等」のうち「⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)、もしくは平成31・32・33年度(令和01・02・03年度)全省庁統一資格において、「役務の提供等」(等級及び地域は問わない。)の競争参加資格を有している者であること。

なお、全省庁統一資格により入札参加申込をする者で当機構の電子入札に初めて参加する場合のみ、事前に電子入札登録申請書を提出し、入札参加申込書の提出期限までに、当機構の定めた業者番号の通知を受けること。電子入札登録申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、再度提出すること。

電子入札登録申請等については、当機構ホームページ「調達情報/電子入札」サイトで公表している。

- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構理事長又は国の各省各庁から「関東甲信地区」において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第2条の2に掲げる関係がないこと。
なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、契約申込心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (6) 以下のア～ウの実績を全て満たす企業であること。

ア 平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係るホームページ制作業務の実績が2件以上あること。

イ 平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係るパンフレット制作業務の実績が2件以上あること。

ウ 平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係る映像制作業務の実績が2件以上あること。

- (7) 以下の要件を満たす各技術者を配置すること。

ア 主任技術者

平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数1,000人以上に限る。）の新卒採用に係る広報媒体制作統括業務の経験が2件以上あること。

イ 担当技術者（ホームページ制作）

平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係るホームページ制作業務の経験が2件以上あること。

ウ 担当技術者（パンフレット制作）

平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係るパンフレット制作業務の経験が2件以上あること。

エ 担当技術者（映像制作）

平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数が1,000人以上に限る。）の新卒採用に係る

映像制作業務の経験が2件以上あること。

オ 上記ア～エの各技術者については、いずれか三つの業務まで兼務することを認める。

5 入札手続等

(1) 担当部署等

3 (5) ア (7) に同じ。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び方法

ア 交付期間 令和3年10月11日（月）から令和3年11月18日（木）まで。

イ 交付場所 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

なお、別冊資料をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件備考欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 資料の閲覧期間、場所及び方法

ア 閲覧資料 現行の採用パンフレット及びリーフレット

イ 閲覧期間 (2) に同じ

ウ 閲覧場所 (1) に同じ

エ 方 法 閲覧を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当者まで事前連絡を行うこと。

(4) 入札参加申込書の提出期限

ア 提出期限 令和3年11月1日（月） 16時00分まで。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

ただし、入札参加申込書及び添付書類の容量が10MBを超える場合は、必要書類の一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）し、入札参加申込書のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、提出場所へ郵送等により提出すること。

ウ 提出場所 3 (5) ア (7) に同じ。

エ 提出書類 入札参加申込書（様式1-1）及び提案書（詳細は技術提案作成要領による）

オ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

入札参加申込書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
----	-----------------	------------

1	Microsoft Word	Word2010 形式以上
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat9.0 形式以上で作成したもの) 上記に加え特別に認めたファイル形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(5) 提案書に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

(6) 提案書等審査結果の通知

提案書等審査結果については、電子入札システムにより令和 3 年 11 月 10 日（水）までに通知する。ただし、紙入札による場合は、書面により通知する。

(7) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア (6) の通知において、競争参加資格が無と通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）以内に、次に従い説明を求めることができる。

イ 提出場所 3 (5) ア (ア) に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面(様式は自由)を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 5 日以内に、説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

(8) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書の提出期限 令和 3 年 11 月 18 日（木）16 時 00 分。

イ 開札の日時及び場所 令和 3 年 11 月 19 日（金）11 時 00 分。

当機構本社入札室にて行う。

ウ 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、3 (5) アにより契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、3 (5) ア (ア) へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

(9) 入札執行回数

入札執行回数は原則として 2 回を限度とする。

(10) 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。ただし、入札者又は

その代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。

6 提案書の作成及び提出

(1) 提案書作成の基本事項

本説明書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。なお、提案書には、必要以上に事業者名等を記載しないこと。

(2) 提案書の作成方法

A 4 判、横書き、左綴じとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(3) 提案書の内容に関する留意事項

別添の「技術提案書作成要領」による。

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(5) 提出資料の無効

提出資料について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

なお、提案書を無効とした場合には、入札書は無効とする。

(6) 提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても採用しない。

(7) 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。なお、提出期限前の再提出は、3 (5) ア(ア)に記載の受付窓口に申し出ること。

(8) 採用後において、提案書の記載内容の変更は、原則として認めない。

(9) 本件に関しては、技術者要件を設定しているので、提案書提出後の配置予定技術者の変更は原則として認めない。但し、死亡、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の主任技術者または担当技術者であるとの契約担当役の了解を得なければならない。

(10) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側の負担とする。

(11) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(12) 提出された提案書は、返却しない。

(13) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(14) 採用した提案内容については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、当機構が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

7 総合評価に関する事項

本件は提案書及び入札書による、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。評価の方法については以下のとおりとする。

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者に価格及び提案書をもって入札をさせ、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札説明書等で指定する要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満足していること。

イ 上記において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

ア 総合評価点の内訳

本件における総合評価点の内訳は、以下のとおりとする。

総合評価点＝技術点（100点満点）＋入札価格点（配点50点）

イ 技術点の内訳

本件における技術点の内訳は、以下のとおりとする。

なお、技術点の配点は100点とする。詳細については、「(3) 評価に関する基準」を参照のこと。

技術点＝企業・配置予定技術者の業務実績及び業務実施体制（50点満点）＋業務の提案内容（50点満点）

ウ 入札価格点の内訳

入札価格の評価方法は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値をもってする。

（計算式）

入札価格点＝入札価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

なお、入札価格点の配分点は50点とする。

(3) 評価に関する基準

ア 提案の評価に関する基準

各評価項目は、以下の評価基準に基づき技術点を与える。

・ 提案書の評価項目

評価項目		評価基準	配点
企業・配置予定技術者の業務実績及び業務実施体制	企業の業務実績	平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数1,000人以上に限る。）の新卒採用に係るホームページ制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が10件以上ある：5点 ② 総件数が3件以上10件未満ある：3点 ③ 総件数が2件ある：1点	5

		④ 上記以外は非選定とする。	
		平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係るパンフレット制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：5 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：3 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点 ④ 上記以外は非選定とする。	5
		平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係る映像制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：5 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：3 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点 ④ 上記以外は非選定とする。	5
	配置予定主任技術者の業務経験	平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係る広報媒体制作統括業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：6 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：4 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点 ④ 上記以外は非選定とする。	6
	配置予定担当技術者の業務経験	平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係るホームページ制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：5 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：3 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点	5

		④ 上記以外は非選定とする。			
		平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係るパンフレット制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：5 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：3 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点 ④ 上記以外は非選定とする。			5
		平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上に限る。）の新卒採用に係る映像制作業務について、以下の順位で評価する。 ① 総件数が 10 件以上ある：5 点 ② 総件数が 3 件以上 10 件未満ある：3 点 ③ 総件数が 2 件ある：1 点 ④ 上記以外は非選定とする。			5
	業務実施体制	4 (7)に掲げる主任技術者及び担当技術者以外に、カメラマン、デザイナー及びホームページデータ制作担当者等が記載されており、適切な業務実施体制が準備されていると判断できるか。			5
		明確な役割分担、責任体制及び協力会社の体制が整備されており、業務遂行体制が準備されているか。			4
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※ 2	最大 5 点 ※ 1	5
			えるぼし 3 段階目 ※ 3		4
			えるぼし 2 段階目 ※ 3		3
			えるぼし 1 段階目 ※ 3		2
			行動計画 ※ 4		1
		次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん）認定企業	プラチナくるみん認定を取得している。		4
			くるみん認定（新基準）を取得している。 ※ 5		3
			くるみん認定（旧基準）を取得している。 ※ 6		2
		若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	ユースエール認定を取得している。		4

（注 1）複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし認定」の認定を受け、かつ「プラチナくるみん」の認定を受けている企

業の場合は5を加点する。)

- (注2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- (注3) 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- (注4) 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定・届出している場合のみ）。
- (注5) 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定
- (注6) 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定
- (注7) 原則として上記認定等の全てを加点対象とする（(注1)のとおりの複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点）。
- (注8) 外国法人取扱要綱に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。

評価項目		評価基準	配点
ページの改善に係る提案 業務の提案内容（採用ホームページの改善に係る提案）	採用ホームページの改善に係る提案	仕様書に記載した業務内容以外に改善提案がなされており、提案された内容が、大幅な価格上昇を伴わずに実現可能でホームページの視認性及び操作性の向上又は学生の志望度を高めるという目的に役立つものとなっているか。	5
	コンセプト	仕様書で記載した内容及び使用目的等に即したコンセプトであると判断できるか。	6
	映像構成	コンセプトを踏まえ、当機構の事業や仕事内容の理解度の向上及び興味・関心を喚起する映像構成であると判断できるか。	6
	絵コンテ	コンセプト・映像構成を踏まえ、視認性があると判断できるか。	8
ページ映像に係る提案 業務の提案内容（イメージ映像に係る提案）	コンセプト	仕様書で記載した内容及び使用目的等に即したコンセプトであると判断できるか。	6
	映像構成	コンセプトを踏まえ、当機構への興味・関心を喚起する映像構成であると判断できるか。	6

	絵コンテ	コンセプト・映像構成を踏まえ、視認性があると判断できるか。	8
業務実施スケジュール	履行スケジュール	履行完了に至るまでのスケジュールが具体的で実現性の高いものになっているか。	5

(4) 評価内容の担保

総合評価において業務遂行上、有効と評価した技術等については、契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

8 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和3年10月19日(火)までの休日を除く毎日、8時30分から20時まで(ただし、最終日は16時まで。)

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出場所 3(5)ア(ア)に同じ

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

また、質問内容を記載した書面(表紙に会社名、代表者印、担当者名及び連絡先を記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。)を持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出することもできる。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システム、持参又は郵送により提出された全ての質問について設計図書を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。

なお、上記方法により難しい者は、3(5)ア(ア)へ連絡すること。

(3) 質問を受け付けない項目

評価基準の配点、評価者数及び評価者名については、一切の質問を受け付けない。

9 苦情申立て

(1) 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約担当役に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、契約担当役が総合評価についての落札者の決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により契約担当役に対して

行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる調達件名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(3) 苦情申立てへの回答

苦情申立てがあった場合は、契約担当役は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (5) ア(7)に同じ。

(4) 契約書作成の要否 別添契約書（案）により契約を締結するものとする。

(5) 支払条件 一部完了払。

(6) 入札の無効

入札公告等にした要件を満たさない者の行った入札、提出書類に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札説明書等及び契約申込心得において示した条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(8) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。

契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(9) 手続における交渉の有無 無。

(10) 契約の成立は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。

(11) 資格審査及び評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(12) 提案書に記載した主任技術者および担当技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の主任技術者または担当技術者であるとの契約担当役の了解を得なければならない。

(13) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。

また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。

当機構ホームページアドレス [http s ://www. jrtt. go. jp/](http://www.jrtt.go.jp/)

(14) 電子入札システムの利用方法・操作マニュアル及び電子入札運用基準は、当機構ホームページで公開している。

(15) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

・お問合せされた方のお名前

・会社名／所属名

・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類などの提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構本社経理資金部会計課へ連絡すること。

電話：045-222-9049

(16) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

ア 証明書等受付通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

イ 証明書等審査結果通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ウ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

エ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

オ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

カ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

キ 落札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ク 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ケ 不調通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

コ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(17) 1 回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。

再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から 30 分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

(18) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじへ移行する。

11 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 副理事長 水 嶋 智 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 3 年 10 月 11 日付けで入札公告のありました「令和 5 年度新規職員採用に係る広報媒体制作業務」に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当する者でないこと、入札申込書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(様式1-2)

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

副理事長 水 嶋 智 殿

提出者

住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者 役職名

氏 名

印

技 術 提 案 書

令和3年10月11日付けで公告のあった下記の業務について、技術提案書を提出します。

記

業 務 名 令和5年度新規職員採用に係る広報媒体制作業務

履行期限 令和4年3月11日

作成者

担当部署

氏 名

TEL

FAX

E-mail

別添

技術提案書作成要領

(1) 技術提案書の様式

ア 用紙はA4判片面印刷を基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、A3版片面印刷にて作成し、提案書の中に折り込むこと。(枚数制限においてA3版1枚は、A4版2枚分として換算する。)

イ 必要以上に事業者名等を記載しないこと。

(2) 技術提案書の構成

技術提案書の表紙は、様式1-2の指定様式を使用すること。企業の業務実績、技術者の業務経験及び業務実施体制等の記載は、様式2から様式10までの指定様式を使用すること。業務内容に係る業務の提案については、次表による。(様式は指定しないが、枚数制限等の記載項目を遵守し、中表紙を挟むこと。)

項目	記載の留意事項
1. 企業の業務実績、配置予定技術者の業務経験及び業務実施体制	
様式2	【企業としての業務実績及び配置予定技術者の業務経験を記載すること】 業務実績(ホームページ制作) 平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数1,000人以上に限る。)の新卒採用に係るホームページ制作業務の実績件数を記載し、更に業務の詳細を2件分記載すること。 【留意事項】 ・業務実績の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務実績の詳細を2件記載すること。 ・総件数の合計が10件以上又は3件以上10件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。
様式3	業務実績(パンフレット制作) 平成23年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数1,000人以上に限る。)の新卒採用に係るパンフレット制作業務の実績件数を記載し、更に業務の詳細を2件分記載すること。 【留意事項】 ・業務実績の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務実績の詳細を2件記載すること。 ・総件数の合計が10件以上又は3件以上10件未満の場合には、優位に評価する。

様式4	・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。 業務実績(映像制作) 平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係る映像制作業務の実績件数を記載し、更に業務の詳細を 2 件分記載すること。 【留意事項】 ・業務実績の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務実績の詳細を 2 件記載すること。 ・総件数の合計が 10 件以上又は 3 件以上 10 件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。
様式5	配置予定主任技術者の業務経験 配置予定の主任技術者について、平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係る広報媒体制作統括業務の経験件数を記載し、更に代表的な業務経験の詳細を2件記載すること。 【留意事項】 ・業務経験の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 ・総件数の合計が 10 件以上又は 3 件以上 10 件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。 ・主任技術者に協力会社の社員を配置することは認めない。
様式6	配置予定担当技術者(ホームページ制作)の業務経験 配置予定の担当技術者(ホームページ制作)について、平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係るホームページ制作業務の総件数を記載し、更に代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 【留意事項】 ・業務経験の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 ・総件数の合計が 10 件以上又は 3 件以上 10 件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。

様式7	・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。 配置予定担当技術者(パンフレット制作)の業務経験 配置予定の担当技術者(パンフレット制作)について、平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係るパンフレット制作業務の総件数を記載し、更に代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 【留意事項】 ・業務経験の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 ・総件数の合計が 10 件以上又は 3 件以上 10 件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。
様式8	配置予定担当技術者(映像制作)の業務経験 配置予定の担当技術者(映像制作)について、平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係る映像制作業務の総件数を記載し、更に代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 【留意事項】 ・業務経験の記載件数については、該当する業務の総件数を記載し、また、代表的な業務経験の詳細を 2 件記載すること。 ・総件数の合計が 10 件以上又は 3 件以上 10 件未満の場合には、優位に評価する。 ・詳細の記載にあたっては、件名、発注機関、契約金額、履行期間及び業務概要を記載すること。 ・発注機関名について、守秘義務等により記載が出来ない場合は、発注者の業界及び企業規模を記載すること。ただし、独立行政法人の業務実績にあつては、必ず発注者名を記載すること。
様式9	【業務実施体制を記載すること】 業務実施体制、担当者の役割分担、各業務の責任者等、各担当者の氏名、所属及び役職を明示した業務体制図を記載すること。 【留意事項】 ・業務に従事する予定の者全員の氏名及び役割分担、ライン等実施体制を記載すること。 ・担当する者の氏名が未定の場合には、その旨を記載すること。 ・主任技術者及び担当技術者以外の業務担当者については、業務経験の有無は問わない。
様式 10	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況について記載すること。
2. 業務の提案内容	
様式自由	(1)採用ホームページの改善に係る提案(A4に換算して3枚以内)

(A4又はA3 三つ折)	(2)業務紹介映像に係る提案(A4に換算して 20 枚以内) (3)イメージ映像に係る提案(A4に換算して 20 枚以内) (4)業務履行スケジュール案(A4に換算して3枚以内) 【留意事項】 ・必須提案項目とする。(1)～(4)に係る提案内容を必ず含めること。提案がない場合、選定しない。 ・様式は自由とするが、A3用紙を利用する場合、A4サイズの大きさに折り畳むこと。 ・(1)については、採用ホームページの修正に関して、大幅な価格上昇を伴わず実現可能でホームページに視認性及び操作性の向上または学生の志望度向上に役立つ提案を記載すること。 ・(2)については、業務紹介映像について、コンセプト、映像構成及び絵コンテを分かりやすく具体的に記載すること。作成にあたっては、仕様書に記載の内容を踏まえること。 ・(3)については、イメージ映像について、コンセプト、映像構成及び絵コンテを分かりやすく具体的に記載すること。作成にあたっては、仕様書に記載の内容を踏まえること。 ・(4)については、10 月中旬から履行期限までの業務履行スケジュールを作成するものとし、可能な限り具体的に記載すること。
-------------------------	--

(様式2)

1. 業務の実績(採用ホームページ制作)

平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係るホームページ制作業務の実績総件数		件
代表的な業務実績を2件、詳細に記載すること。		
実績 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	
実績 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	

※上記の代表的な業務実績を証明できる書類(契約書、仕様書等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

2. 業務の実績(パンフレット制作)

平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数1,000人以上に限る。)の新卒採用に係るパンフレット制作業務の実績総件数		件
代表的な業務実績を2件、詳細に記載すること。		
実績 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	
実績 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	

※上記の代表的な業務実績を証明できる書類(契約書、仕様書等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

3. 業務の実績(映像制作)

平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数1,000人以上に限る。)の新卒採用に係る映像制作業務の実績総件数		件
代表的な業務実績を2件、詳細に記載すること。		
実績 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	
実績 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	契約金額 (全体の金額を記入)	
	業務概要	

※上記の代表的な業務実績を証明できる書類(契約書、仕様書等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

4. 配置予定主任技術者の業務経験

(1)氏名		
(2)所属・役職		
(3)平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係る広報媒体制作統括業務経験の総件数。		件
(4)代表的な業務経験の詳細を 2 件記入すること。		
経験 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	
経験 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	

※上記の代表的な業務経験を証明できる書類(契約書、仕様書、配置予定技術者の氏名が記載された業務体制図等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

5. 配置予定担当技術者(ホームページ制作)の業務経験

(1)氏名		
(2)所属・役職		
(3)平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係るホームページ制作業務経験の総件数。		件
(4)代表的な業務経験の詳細を 2 件記入すること。		
経験 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	
経験 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	

※上記の代表的な業務経験を証明できる書類(契約書、仕様書、配置予定技術者の氏名が記載された業務体制図等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

6. 配置予定担当技術者(パンフレット制作)の業務経験

(1)氏名		
(2)所属・役職		
(3)平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係るパンフレット制作業務経験の総件数。		件
(4)代表的な業務経験の詳細を 2 件記入すること。		
経験 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	
経験 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	

※上記の代表的な業務経験を証明できる書類(契約書、仕様書、配置予定技術者の氏名が記載された業務体制図等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

7. 配置予定担当技術者(映像制作)の業務経験

(1)氏名		
(2)所属・役職		
(3)平成 23 年度以降に完了した国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業(従業員数 1,000 人以上に限る。)の新卒採用に係る映像制作業務経験の総件数。		件
(4)代表的な業務経験の詳細を 2 件記入すること。		
経験 1	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	
経験 2	件 名	
	発注機関	
	履行期間	
	業務概要	

※上記の代表的な業務経験を証明できる書類(契約書、仕様書、配置予定技術者の氏名が記載された業務体制図等)を添付すること。守秘義務により発注機関名等を記載できない場合は該当する部分は黒塗りでも可とする。

8. 業務実施体制

(1) 業務体制図を記載すること

--

(2) 担当者の役職、氏名を記載すること

業務の内容	予定担当者氏名	所属・役職
主任技術者		
担当技術者(採用 HP 制作)		
担当技術者(パンフレット制作)		
担当技術者(映像制作)		
(業務の内容を記載)		
(業務の内容を記載)		
(業務の内容を記載)		
(業務の内容を記載)		

注1: 氏名にはふりがなをふること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出しており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(新基準)を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(旧基準)を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- ※ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。